



剣淵町立診療所からのお知らせ

訪問診療のご案内と 診療所敷地内での全面禁煙の実施について

《訪問診療について》

剣淵町立診療所では、寝たきり状態などにより通院が困難な方を対象に「訪問診療」を行っています。



◎「訪問診療」と「往診」の違い

「訪問診療」とは、寝たきり状態などにより通院が困難な方を対象にあらかじめ訪問日時を決めて、計画的・定期的に自宅を訪問して診察を行うものです。

これに対して「往診」とは、「急に熱が出た」や「急に胸やおなかが痛くなった」など、突然具合が悪くなった時に自宅へ訪問して診察するものです。

◎対象となる方は

寝たきり状態の方など、諸事情により通院が困難な方、癌末期などで最後まで自宅で暮らしたい方などが対象になります。病状などによっては、ご希望にそえないこともありますが、まずはご相談ください。なお、患者様ご自身で通院できる方は、外来通院をお願いしています。

◎訪問診療の回数や曜日は

2週間に1回の割合で計画的・定期的に診療をします。また病状に応じて臨時「往診」もできます。訪問診療時に次回の訪問診療日をお知らせします。

また、訪問診療日は月曜日、水曜日～金曜日（祝日を除く、午後）となっています。

お薬は、外来受診時と同じように、必要に応じて院外処方せんをお渡しします。

◎訪問診療の費用は

診察料のほか、同時に実施した血液検査やお薬の処方に係る費用が外来の患者様と同様にかかります。また、患者様宅までの距離に応じた交通費を診療費と一緒にお支払いいただきます。

「訪問診療」をご希望の方は、診療所へお電話などでご相談ください。



お問い合わせ先：剣淵町立診療所（Tel 34-2030）

《診療所敷地内の全面禁煙へのご協力について》

最近、喫煙および受動喫煙による健康への影響が広く認識されております。

また、健康増進法で「病院、学校など多数の者が利用する施設の管理者は、受動喫煙の防止措置を講ずるよう」に定められています。

このようなことから平成27年4月1日から診療所敷地内での全面禁煙を実施することとしました。患者様のほか、付き添う方や自家用車の中で待機中の方など駐車場内も禁煙となります。

皆様の健康を守ることを使命にしている診療所の立場をどうか理解していただきますようお願い申し上げます。